

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-27619
(P2020-27619A)

(43) 公開日 令和2年2月20日(2020.2.20)

(51) Int.Cl.		F I	テーマコード (参考)
G06Q	10/08	(2012.01)	G06Q 10/08
G06Q	30/06	(2012.01)	G06Q 30/06 300
G06F	21/62	(2013.01)	G06F 21/62 345
			5L049

審査請求 有 請求項の数 3 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2019-129839 (P2019-129839)
 (22) 出願日 令和1年7月12日 (2019.7.12)
 (62) 分割の表示 特願2015-7319 (P2015-7319)
 の分割
 原出願日 平成27年1月17日 (2015.1.17)

(71) 出願人 396006309
 曾根 利仁
 埼玉県北足立郡伊奈町本町1-484
 (72) 発明者 曾根 利仁
 日本国埼玉県北足立郡伊奈町本町一丁目4
 84番地
 Fターム(参考) 5L049 AA16 BB22 BB47

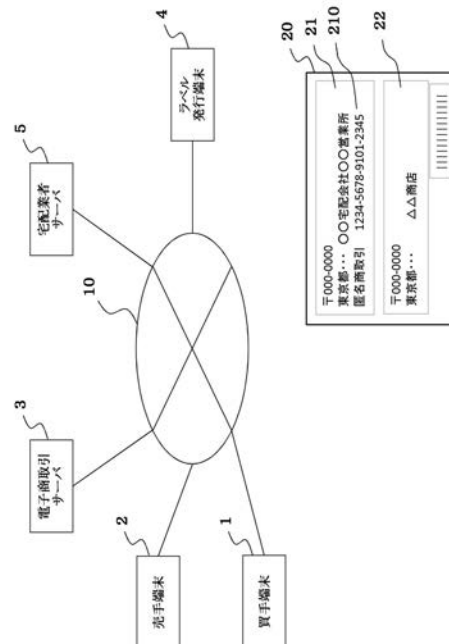
(54) 【発明の名称】 匿名商取引提供方法

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】電子商取引システムにおいて、買手が入力した宛て名情報を売手に秘密にすることができる匿名商取引提供方法を提供する。

【解決手段】電子商取引システムは、買手が入力し配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、第1宛て名情報を配送業者システムに送信する手段と、配送業者システムが決定する配送業者の拠点に該当し売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段と、第2宛て名情報を売手に通知する手段と、を備る。第1宛て名情報を受信した配送業者システムは、拠点を決定する過程と、第2宛て名情報を電子商取引システムに送信する過程と、第1宛て名情報を配送業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する過程と、を含む。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

電子商取引システムが、商品を配送業者が配送することとなる電子商取引を提供する手段と、前記電子商取引の買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第 1 宛て名情報を受信する手段と、前記第 1 宛て名情報を配送業者システムに送信する手段と、前記配送業者システムが決定する前記配送業者の拠点に該当し前記電子商取引の売手が前記宛て名印刷に利用する第 2 宛て名情報を受信する手段と、前記第 2 宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を備える前記電子商取引システムから前記第 1 宛て名情報を受信した前記配送業者システムは、前記拠点を決定する過程と、前記第 2 宛て名情報を前記電子商取引システムに送信する過程と、前記第 1 宛て名情報を前記配送業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信する過程と、を含むことを特徴とする方法。

10

【請求項 2】

電子商取引システムが、商品を受取場所提供業者が受け渡すこととなる電子商取引を提供する手段と、前記電子商取引の買手が入力し前記受取場所提供業者が宛て名印刷に利用する第 1 宛て名情報を受信する手段と、前記受取場所提供業者の拠点を前記買手が決定する手段と、前記拠点に該当し前記電子商取引の売手が前記宛て名印刷に利用する第 2 宛て名情報を、前記売手に通知する手段と、前記第 1 宛て名情報を送信する手段と、を備える前記電子商取引システムから前記第 1 宛て名情報を受信した受取場所提供業者システムは、前記第 1 宛て名情報を前記受取場所提供業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信することを特徴とする方法。

20

【請求項 3】

配送業者システムが、配送業者の拠点を決定する手段と、前記拠点に該当し商品を前記配送業者が配送することとなる電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第 2 宛て名情報を電子商取引システムに送信する手段と、前記電子商取引の買手が入力し前記配送業者が前記宛て名印刷に利用する第 1 宛て名情報を、前記配送業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信する手段と、を備える前記配送業者システムに、前記第 1 宛て名情報を送信する前記電子商取引システムは、前記電子商取引を提供する過程と、前記第 1 宛て名情報を受信する過程と、前記第 2 宛て名情報を受信する過程と、前記第 2 宛て名情報を前記売手に通知する過程と、を含むことを特徴とする方法。

30

【請求項 4】

受取場所提供業者システムが、商品を受取場所提供業者が受け渡すこととなる電子商取引の買手が入力し前記受取場所提供業者が宛て名印刷に利用する第 1 宛て名情報を、前記受取場所提供業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信する前記受取場所提供業者システムに、前記第 1 宛て名情報を送信する電子商取引システムは、前記電子商取引を提供する過程と、前記第 1 宛て名情報を受信する過程と、前記受取場所提供業者の拠点を前記買手が決定する過程と、前記拠点に該当し前記電子商取引の売手が前記宛て名印刷に利用する第 2 宛て名情報を、前記売手に通知する過程と、を含むことを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、匿名商取引提供方法に関する。

40

【背景技術】

【0002】

従来、宅配荷物用宛て名ラベル発行装置が知られている。例えば、特許第 3 5 5 3 4 5 5 号公報の技術は、宅配業者の宅配荷物用宛て名ラベル発行装置により宅配荷物用宛て名ラベルを発行する技術が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特許第 3 5 5 3 4 5 5 号公報

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

ところで、上記の宅配荷物用宛て名ラベル発行装置は、買手が入力した宛て名情報（買手の住所、氏名、電話番号など）を売手に秘密にすることができないといった問題があった。また、買手の氏名を秘密にすることができない局留め郵便の利用などによると、「ネットの電話帳 - 住所でポン！2000, <http://jpon.xyz/2000/>」を利用することにより、買手の氏名と住んでいる地域から買手の住所と電話番号を特定することが可能であると言った問題があった。

【0005】

そこで、本発明の目的は、配送業者の拠点を、配送業者システムが決定することができる方法を提供することにある。

また、受取場所提供業者の拠点を、電子商取引の買手が決定することができる方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

上記課題を解決するため本発明の方法において、電子商取引システムが、商品を配送業者が配送することとなる電子商取引を提供する手段と、前記電子商取引の買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を配送業者システムに送信する手段と、前記配送業者システムが決定する前記配送業者の拠点到該当し前記電子商取引の売手が前記宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段と、前記第2宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を備える前記電子商取引システムから前記第1宛て名情報を受信した前記配送業者システムは、前記拠点を決定する過程と、前記第2宛て名情報を前記電子商取引システムに送信する過程と、前記第1宛て名情報を前記配送業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信する過程と、を含むことを特徴とする。

また、電子商取引システムが、商品を受取場所提供業者が受け渡すこととなる電子商取引を提供する手段と、前記電子商取引の買手が入力し前記受取場所提供業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記受取場所提供業者の拠点を前記買手が決定する手段と、前記拠点到該当し前記電子商取引の売手が前記宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を、前記売手に通知する手段と、前記第1宛て名情報を送信する手段と、を備える前記電子商取引システムから前記第1宛て名情報を受信した受取場所提供業者システムは、前記第1宛て名情報を前記受取場所提供業者が前記宛て名印刷で利用する端末に送信することを特徴とする。

【発明の効果】**【0007】**

本発明によれば、請求項1および3は、配送業者の拠点を、配送業者システムが決定することができる。

請求項2および4は、受取場所提供業者の拠点を、電子商取引の買手が決定することができる。

【図面の簡単な説明】**【0008】**

【図1】実施形態の匿名商取引提供システムの構成図の一例である。

【発明を実施するための形態】**【0009】**

以下、本発明の一実施の形態について詳細に説明する。

【0010】

図1は実施形態の匿名商取引提供システムの構成図の一例である。匿名商取引提供システムは、インターネット10に接続された買手端末1、売手端末2、電子商取引サーバ3、ラベル発行端末4、宅配業者サーバ5から構成され、電子商取引サーバ3が商品購入者

10

20

30

40

50

、オークション落札者などの買手の買手端末1と、商品販売者、オークション出品者などの売手の売手端末2が接続するショッピングモールサイトおよびオークションサイトを構成し、宅配業者サーバ5が宅配業者の営業拠点に設置され、宅配荷物用などの買手宛て名ラベルを発行するラベル発行端末4を接続して宅配業者のシステムを構成する。

【0011】

買手端末1、売手端末2、電子商取引サーバ3、ラベル発行端末4、宅配業者サーバ5などの装置は、CPU、ROM、RAM、記憶装置、入出力部（ディスプレイ、キーボード、スキャナー、印刷装置など）などを有するコンピュータ部を備える。

【0012】

次に匿名商取引提供システムの処理の流れを説明する。

先ず、買手は、買手端末1を利用して電子商取引サーバ3のショッピングモールサイトからショッピングカートウェブページを呼出し「レジに進むボタン」の押下を経て、又はオークションサイトから落札商品ウェブページを呼出し「オーダーフォームボタン」の押下を経て、お届け先住所の入力ウェブページを呼出し、買手の住所、氏名、電話番号などの商品の宅配先をなす宅配荷物用などの買手宛て名を入力し、以降、商品受取場所選択ステップ（後述する第2実施形態の場合）、決済ステップなどのウェブページを経て、商取引が成立することとなる。

【0013】

<第1実施形態：宅配業者がお届け先宛て名欄21を差替える>

買手端末1は、宅配荷物用の買手宛て名を電子商取引サーバ3に送信する。電子商取引サーバ3は、買手宛て名を受信するとともに、商取引が成立した場合に、買手宛て名を宅配業者サーバ5に送信する。宅配業者サーバ5は、買手宛て名の受信に応じて、買手宛て名識別子210を生成し、買手宛て名識別子210と対応付けて買手宛て名を自己の記憶装置に記憶し、買手宛て名の住所から宅配業者の最寄り営業拠点住所などを求め、最寄り営業拠点住所、買手宛て名識別子210（匿名商取引のための仮名氏名に相当する）、最寄り営業拠点電話番号などを含む宅配荷物用の営業拠点宛て名を生成し、営業拠点宛て名を電子商取引サーバ3に送信する。電子商取引サーバ3は、営業拠点宛て名の受信に応じて、営業拠点宛て名と商取引が成立した商品情報をeメールなどにより売手端末2に送信する。売手端末2は、営業拠点宛て名と商品情報を受信し、営業拠点宛て名を宅配荷物伝票20の発行（お届け先宛て名欄21の印刷）に利用する。宅配荷物伝票20は、お届け先宛て名欄21の中に「匿名商取引」と印刷され、買手宛て名識別子210がバーコードなどで印刷される。売手は、発行した宅配荷物伝票20を張り付けた宅配荷物を宅配業者の取次店などに出荷する。宅配業者は、宅配荷物を集荷し宅配荷物伝票20のお届け先宛て名欄21に印刷された営業拠点宛て名に該当する自社営業拠点に向けて宅配荷物を配送する。宅配荷物を受取った営業拠点は、宅配荷物伝票20の買手宛て名識別子210をラベル発行端末4に読み取らせる。ラベル発行端末4は、買手宛て名識別子210の読み取りに応じて、買手宛て名識別子210を宅配業者サーバ5に送信する。宅配業者サーバ5は、買手宛て名識別子210の受信に応じて、自己の記憶装置から買手宛て名識別子210と対応付けられた買手宛て名を読み出し、買手宛て名をラベル発行端末4に送信する。ラベル発行端末4は、買手宛て名の受信に応じて、買手の住所、氏名、電話番号などの買手宛て名でなる宅配荷物用宛て名ラベルを発行する。宅配業者の営業拠点は、宅配荷物伝票20のお届け先宛て名欄21を覆い隠すように宅配荷物用宛て名ラベルを張り付け、宅配荷物を買手に届ける。

【0014】

<第2実施形態：買手が宅配業者の営業拠点で商品を受取る>

買手端末1は、宅配業者が買手を確認するために用いる買手宛て名と買手が選んだ商品受取場所を電子商取引サーバ3に送信する。電子商取引サーバ3は、買手宛て名と商品受取場所を受信するとともに、商取引が成立した場合に、買手宛て名識別子210を生成し、商品受取場所をなす宅配業者の営業拠点住所、買手宛て名識別子210（匿名商取引のための仮名氏名に相当する）、営業拠点電話番号などを含む宅配荷物用の営業拠点宛て名

10

20

30

40

50

を生成し、営業拠点宛て名と商取引が成立した商品情報を e メールなどにより売手端末 2 に送信し、買手宛て名識別子 2 1 0 と買手宛て名を宅配業者サーバ 5 に送信する。宅配業者サーバ 5 は、買手宛て名識別子 2 1 0 と買手宛て名の受信に応じて、買手宛て名識別子 2 1 0 と対応付けて買手宛て名を自己の記憶装置に記憶する。売手端末 2 は、営業拠点宛て名と商品情報を受信し、営業拠点宛て名を宅配荷物伝票 2 0 の発行（お届け先宛て名欄 2 1 の印刷）に利用する。宅配荷物伝票 2 0 は、お届け先宛て名欄 2 1 の中に「匿名商取引」と印刷され、買手宛て名識別子 2 1 0 がバーコードなどで印刷される。売手は、発行した宅配荷物伝票 2 0 を張り付けた宅配荷物を宅配業者の取次店などに出荷する。宅配業者は、宅配荷物を集荷し宅配荷物伝票 2 0 のお届け先宛て名欄 2 1 に印刷された営業拠点宛て名に該当する自社営業拠点に向けて宅配荷物を配送する。宅配荷物を受取った営業拠点は、宅配荷物伝票 2 0 の買手宛て名識別子 2 1 0 をラベル発行端末 4 に読み取らせる。ラベル発行端末 4 は、買手宛て名識別子 2 1 0 の読み取りに応じて、買手宛て名識別子 2 1 0 を宅配業者サーバ 5 に送信する。宅配業者サーバ 5 は、買手宛て名識別子 2 1 0 の受信に応じて、自己の記憶装置から買手宛て名識別子 2 1 0 と対応付けられた買手宛て名を読み出し、買手宛て名をラベル発行端末 4 に送信する。ラベル発行端末 4 は、買手宛て名の受信に応じて、買手の住所、氏名、電話番号などの買手宛て名でなる宅配荷物用宛て名ラベルを発行する。宅配業者の営業拠点は、宅配荷物伝票 2 0 のお届け先宛て名欄 2 1 を覆い隠すように宅配荷物用宛て名ラベルを張り付け、買手が宅配荷物を受取りに来るのを待つ。

10

20

【 0 0 1 5 】

上記実施形態において、匿名商取引提供システムは、宅配業者に郵便局を含み、宅配荷物に郵便物を含む。また、商品受取場所を宅配業者の営業拠点としたがコンビニ、スーパーマーケット、百貨店、交通機関、金融機関などとし、それらのラベル発行端末 4 とサーバ 5 を利用する形態としてもよい。また、電子商取引サーバ 3 が売手端末 2 に宅配荷物伝票 2 0 の印刷を行うウェブページを配信する構成としてもよい。

【 0 0 1 6 】

以上の説明においては、通信制御プログラムを含む各種制御プログラムが、予め ROM に格納されている場合について説明したが、制御プログラムを、コンピュータ部で読取可能な記憶媒体に記録するようにしてもよい。このような構成であれば、コンピュータ部によってプログラムが記憶媒体から読み取られ、読み取られたプログラムに従ってコンピュータ部が処理を実行すると、上記実施形態の装置と同等の作用および効果が得られる。

30

【 0 0 1 7 】

ここで、記憶媒体とは、RAM、ROM等の半導体記憶媒体、FD、HDD等の磁気記憶型記憶媒体、CD、DVD、BD等の光学的読取方式記憶媒体、MO等の磁気記憶型/光学的読取方式記憶媒体であって、電子的、磁氣的、光学的等の読み取り方法のいかににかかわらず、コンピュータ部で読み取り可能な記憶媒体であれば、どのような記憶媒体であってもよい。

【 0 0 1 8 】

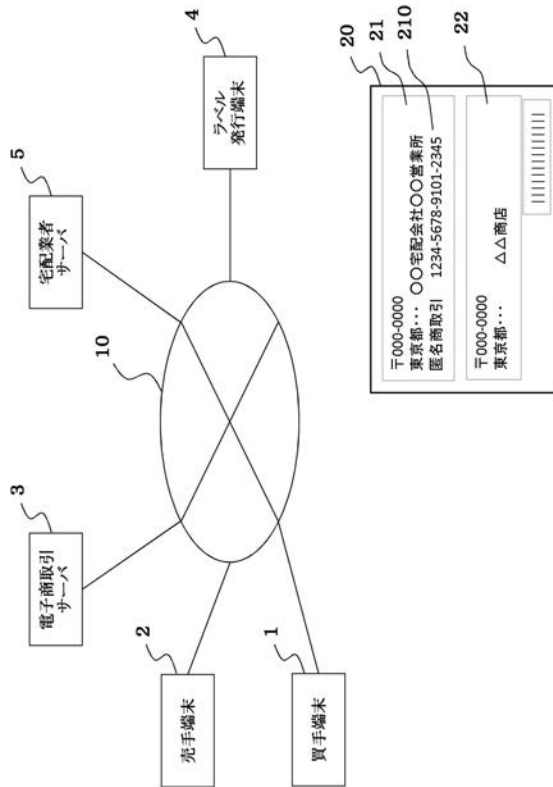
また、インターネット、LAN等の無線LANシステムを介して制御プログラムをダウンロードし、インストールして実行するように構成することも可能である。

40

【 符号の説明 】**【 0 0 1 9 】**

1 ... 買手端末, 2 ... 売手端末, 3 ... 電子商取引サーバ, 4 ... ラベル発行端末, 5 ... 宅配業者サーバ, 1 0 ... インターネット, 2 0 ... 宅配荷物伝票, 2 1 ... お届け先宛て名欄, 2 1 0 ... 買手宛て名識別子, 2 2 ... ご依頼主連絡先欄

【 図 1 】



【 手続補正書 】

【 提出日 】 令和1年11月23日 (2019.11.23)

【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】 特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する前記配送業者の拠点を決する前記配送業者の業務サーバに送信する手段と、前記第2宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を有し、前記第2宛て名情報を前記業務サーバから受信する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段と、前記第2宛て名情報を前記第1宛て名情報から求める手段と、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段と、前記第1宛て名情報を前記配送業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段と、を有する前記業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【 請求項 2 】

買手が商品を受取る拠点を有する業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記第1宛て名情報を受信する前記業者の業務サーバに送信する手段と、を有し、前記業者の拠点到該し前記業者と異なる前記電子商取引の売手が宛て名印刷に

利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段を有する前記業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載のシステムに用いる前記業務サーバを実施させることを特徴とする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するため本発明のシステムは、買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する前記配送業者の拠点を決定する前記配送業者の業務サーバに送信する手段と、前記第2宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を有し、前記第2宛て名情報を前記業務サーバから受信する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段と、前記第2宛て名情報を前記第1宛て名情報から求める手段と、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段と、前記第1宛て名情報を前記配送業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段と、を有する前記業務サーバと、を備えることを特徴とする。

また、買手が商品を受取る拠点を有する業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記第1宛て名情報を受信する前記業者の業務サーバに送信する手段と、を有し、前記業者の拠点到該し前記業者と異なる前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段を有する前記業務サーバと、を備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明の目的は、電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する配送業者の拠点を配送業者の業務サーバが決定することができるシステムを提供することにある。また、買手が商品を受取る拠点を有する業者の拠点到該し業者と異なる電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を電子商取引の取引サーバが売手に通知することができるシステムを提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、システムは、電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する配送業者の拠点を配送業者の業務サーバが決定することができる。また、買手が商品を受取る拠点を有する業者の拠点到該し業者と異なる電子商取引の売手が宛て

名印刷に利用する第2宛て名情報を電子商取引の取引サーバが売手に通知することができる。

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月3日(2019.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する前記配送業者の拠点を決定する前記配送業者の業務サーバに送信する手段と、前記第2宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を有し、前記第2宛て名情報を前記業務サーバから受信する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段と、前記第2宛て名情報を前記第1宛て名情報から求める手段と、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段と、前記第1宛て名情報を前記配送業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段と、を有する前記業務サーバと、を備え、

前記業務サーバが前記拠点を決定するシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項2】

買手が商品を受取る拠点を有する業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記第1宛て名情報を受信する前記業者の業務サーバに送信する手段と、を有し、前記業者の拠点到該当し前記業者と異なる前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段を有する前記業務サーバと、を備え、

前記第2宛て名情報を前記取引サーバが前記売手に通知するシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載のシステムに用いる前記業務サーバを実施させることを特徴とする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するため本発明のシステムは、買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報に該当する前記配送業者の拠点を決定する前記配送業者の業務サーバに送信する手段と、前記第2宛て名情報を前記売手に通知する手段と、を有し、前記第2宛て名情報を前記業務サーバから受信する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段と、前記第2宛て名情報を前記第1宛て名情報から求める手段と、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段と

、前記第1宛て名情報を前記配送業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段と、を有する前記業務サーバと、を備え、前記業務サーバが前記拠点を決定することを特徴とする。

また、買手が商品を受取る拠点を有する業者が介在する電子商取引を提供する手段と、前記買手が入力し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を受信する手段と、前記第1宛て名情報を、前記第1宛て名情報を受信する前記業者の業務サーバに送信する手段と、を有し、前記業者の拠点到該当し前記業者と異なる前記電子商取引の売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記業者が宛て名印刷で利用する端末に送信する手段を有する前記業務サーバと、を備え、前記第2宛て名情報を前記取引サーバが前記売手に通知することを特徴とする。

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段、前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を送信する手段および売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段を有し、受信した前記第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段および受信した前記第1宛て名情報を基に前記配送業者の拠点を決定し前記拠点到該当する前記第2宛て名情報を求める手段を有する前記配送業者の業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項2】

買手が商品を受取る拠点を提供する業者が介在する電子商取引を提供する手段、前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を送信する手段および売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する手段を有し、前記第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を受信する手段を有する前記業者の業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載のシステムに用いる前記業務サーバを実施させることを特徴とする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するため本発明のシステムは、買手への商品の配送に配送業者が介在する電子商取引を提供する手段、前記配送業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を送信する手段および売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段を有し、受信した前記第2宛て名

情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段、前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段および受信した前記第1宛て名情報を基に前記配送業者の拠点を決定し前記拠点到該当する前記第2宛て名情報を求める手段を有する前記配送業者の業務サーバと、を備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、従来技術は、売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を電子商取引の取引サーバが受信し売手に通知することができないといった問題があった。

また、買手が商品を受取る拠点を提供する業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を電子商取引の取引サーバが買手の端末から受信することができないといった問題があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明の目的は、売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を電子商取引の取引サーバが受信し売手に通知することができるシステムを提供することにある。

また、買手が商品を受取る拠点を提供する業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を電子商取引の取引サーバが買手の端末から受信することができるシステムを提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、システムは、売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を電子商取引の取引サーバが受信し売手に通知することができる。

また、買手が商品を受取る拠点を提供する業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を電子商取引の取引サーバが買手の端末から受信することができる。

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月20日(2019.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品を買手へ配送する業者を必要とする電子商取引を提供する手段、前記買手の情報に該当し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を送信する手段および前記業者の拠点の情報に該当し売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段を有し、受信した前記第2宛て

名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を基に前記拠点を決断する手段、決断した前記拠点の情報を基に前記第2宛て名情報を求める手段および求めた前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段を有し、前記拠点を決断する前記業者の業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項2】

買手が商品を受取る拠点を提供する業者を必要とする電子商取引を提供する手段、前記買手の情報に該当し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を送信する手段および前記業者の前記拠点の情報に該当し売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を前記売手に通知する手段を有し、前記第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する前記電子商取引の取引サーバと、

前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段を有し、受信した前記第1宛て名情報を宛て名印刷に利用させる前記業者の業務サーバと、を備えるシステムに用いる前記取引サーバを実施させることを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載のシステムに用いる前記業務サーバを実施させることを特徴とする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するため本発明のシステムは、商品を買手へ配送する業者を必要とする電子商取引を提供する手段、前記買手の情報に該当し前記業者が宛て名印刷に利用する第1宛て名情報を前記買手の端末から受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を送信する手段および前記業者の拠点の情報に該当し売手が宛て名印刷に利用する第2宛て名情報を受信する手段を有し、受信した前記第2宛て名情報を前記売手に通知する前記電子商取引の取引サーバと、前記第1宛て名情報を前記取引サーバから受信する手段、受信した前記第1宛て名情報を基に前記拠点を決断する手段、決断した前記拠点の情報を基に前記第2宛て名情報を求める手段および求めた前記第2宛て名情報を前記取引サーバに送信する手段を有し、前記拠点を決断する前記業者の業務サーバと、を備えることを特徴とする。